

UC丸善アカデミックカード会員特約

第1条(名称)

本カードは、丸善株式会社(以下丸善という)と株式会社クレディセゾン(以下セゾンという)が提携して発行するもので、UC丸善アカデミックカードと称します。

第2条(会員資格)

本特約及びUCカード会員規約を承認のうえ、入会の申込みをいただき、セゾンが入会を認めた方をカード会員(以下会員という)とします。

第3条(会員情報の利用)

会員は、丸善とセゾンにおいて、カードの基本的な機能及び付帯サービスを提供するために必要な範囲で、会員の提出した入会申込書・変更届に記載された情報及びカード利用状況等の情報提供又は交換がなされることを承認するものとします。

第4条(特約の改定ならびに承認)

本特約が変更され、セゾンよりその変更内容をお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。

以上